

以善会レポート第十二弾

掛川の豪商・豪農と田中藩（下）

Ⅱ『大庭家文書』からみるⅡ

大庭捷三朗・中山正清

## 二 田中藩に係する『大庭家文書』（大庭家蔵）

次に、大庭氏蔵の『大庭家文書』から、田中藩関係文書をみていきます。

【文書1】～【文書4】の計四通で、うち一通に「文政三年」、一通に「明治五年」と記されていますが、残り二通は年欠です。

### 【文書1】

覚

一金五拾両也

右者旦那方要用ニ付借用申処

実正也返済之儀者月壹割之利足

勘定を以当十二月中元利共可致

返済候為後証仍如件

本多豊前守<sup>1</sup>

文政三年辰三月

伊藤泰助

（丸印）

奥村武助<sup>2</sup>

（丸印）

白坂旅<sup>3</sup>

（丸印）

石神東十郎

（丸印）

河名平太左衛門<sup>4</sup>

（丸印）

有川七兵衛

（丸印）

<sup>1</sup> 田中藩主の本多正意（まさおき）。藩主在任は寛政十二年（一八〇〇）～文政十二年（一八二九）。

<sup>2</sup> 『歴名簿』によると、文化十四年に目付。

<sup>3</sup> 同書によると、文化十四年に取次。

<sup>4</sup> 同書によると、文化十一年に者頭、天保十一年・弘化四年に取次。

平井七郎左衛門<sup>5</sup>（丸印）  
原田次郎左衛門（丸印）

掛川宿  
大庭岱助殿

（※裏書）

此証文ハ昭和二年ヨリ壹百二十年前ノモノナリ 大亮<sup>6</sup>誌

※文政三年（一八二〇）のこの文書は、田中藩主の名前で大庭岱助（代助）から五十両を借りたもの。後述の【文書4】でもこの文政三年の五十両について触れている。

田中藩が初めて大庭家から借りたときのものであろうか。

【文書2】

掛川宿  
大庭代助

三人扶持  
右近來勝手用向致  
出精候段被致満足候  
仍之為出入扶持書面之通  
被相贈之候此上出精  
被致候様存候  
正月八日

※大庭代助は掛川藩の御用達を務めたが、この文書から田中藩の御用達としても扶持を受けていたことがわかる。何年の文書かは不明だが、「近來勝手用向致」の文言から、五十両を貸した文政三年（一八二〇）の【文書1】より後であろう。また、【文書コ】には「行々は此方用達ニ茂御願可

<sup>5</sup> 同書によると、文化十一年に者頭・先筒頭、弘化四年取次。

<sup>6</sup>

申候間」(ゆくゆくは大庭家にも御用達になってほしい)とあるので、それよりも後になる。

【文書3】

(※表書)

光輝光輝ニ而

(※本文)

貴翰忝拝見仕候

餘寒之節御座候得共

弥御平安被遊御勤役

弥々御義奉存候然ハ

御勝手御用金御世話

奉申候ハ、為御挨拶金

貳百疋鯉節壹毛

頂戴仕難有仕候へ共

奉□右御神御報旁

如此御座候 恐惶謹言

十二月廿一日

大庭代助

原田文左衛門様

増田翁助様

洪垂助太夫様

成瀬藤蔵様

※原田文左衛門以下の宛先は、【文書ク】の差出人とまったく同一であることから、【文書ク】への返信と考えられる。

とすれば、「御勝手御用金御世話奉申候ハ、」以下の文言は、御勝手御用金として貸した三百両を返済してもらい、さらに御挨拶金二百疋と鯉節一本も贈っていたありがたいと、礼を述べていることになる。しかし、その後の文意は不明瞭である。

大庭代助が差出人であるこの文書が大庭家に残っていたのは、実際には出さずに反故としたものであるであろう。

【文書4】

(※表題)

元安房長尾御藩

本多豊前守様江調達金仕訳書

遠州佐野郡掛川宿下又町

大庭代五郎<sup>7</sup>

□金六拾兩也

是者本多豊前守様駿河国田中藩御在城之節

調達方被仰付文政三辰年三月調達出金□

月壹割利足ニ而天保八酉年迄年々利足御下渡

其後御催促申上候得とも御下ケ無之□候処

明治元辰年安房国長尾江御所替相成

昨未年十月其筋御役々様當所江御出張

ニ而御取調有之書面之金調書差上申候其後

何之御沙汰も無御座候

五十兩

調達

十兩

調達

一金五拾兩

是者文政三辰年三月調達月壹割利足

天保八年酉暮迄利済其後元利滞候

一金拾兩

是者文政七申年十二月調達年五分利足

天保八年酉暮迄利済其後元利滞候

合 金六拾兩也

<sup>7</sup> 大庭家第十二代当主。

右者元安房長尾御藩本多様江調達金仕訳書  
書面之通御座候 以上

遠州佐野郡掛川宿下又町

明治五年

代助事

壬申正月

大庭代五郎 丸印

浜松県

掛川

御出張所

※廢藩置県（明治四年（一八七二）で諸藩の債務が新政府に引き継がれたのに伴い、長尾藩（旧田中藩）に対する大庭家の貸付金の未返済分について、浜松県掛川出張所に申告した文書。

【文書1】の文政三年（一八二〇）に五十両を年利一割で用立てた分は、天保八年（一八三七）まで利払いされたが、その後は元利ともに滞っているとされている。また、文政七年の十両（年利五分）も、天保八年の利子までは支払われたものの、その後は元利とも支払われていないと記している。

総額を「金六拾兩」として利子分を記載していないのは、せめて元金だけでも取り戻したいという意向であろうか。

【文書ク】【文書ケ】によれば、大庭家による調達金三百両については返済されているはずだが、なぜこの六十両分が返されなかったのかは不明。

（大庭・中山）

### 三 窮乏する田中藩財政

近世後期になり全国の諸藩で藩財政が悪化しましたが、田中藩も例外ではなく寛政期（一七八九～一八〇一）以降、財政難に陥りました。藩は御用達商人や領民から調達金・講金・積金などの方法で資金調達を図っています<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 『藤枝市史 通史編下 近世・近現代』（藤枝市、二〇一一年）三九八頁。

調達金は藩による借入、講は個人や町などを講元（親）とする講に藩が加わり落札などで資金を得る方法、積金は藩が講元となるものです。

なお、【文書ソ】の「尚々積金之儀段々御世話有之此方ニ而多分出来可申様子ニ御座候」という文言から、【文書ソ】の時期（天保期）に藩による積金が創設されたとみることができまから、積金は調達金よりかなり遅れて導入されたことになります。

豪商・豪農らからの調達金によっても藩財政は好転することなく、文化十三年（一八一六）には凶作にも関わらず年貢減免に応じなかった田中藩に対して増田五郎右衛門を首謀者とする百姓一揆が起きています。

調達金の返済に窮した藩は、調達金の利下げや利金の支払停止などを行い、御用達の経済力を奪うことになったといえます<sup>9</sup>。

このような中、藩領の豪商・豪農や掛川藩領の山崎・松本家に加えて、天保期になって大庭家にも調達金や積金に協力してもらったことが、本稿（上・下）で紹介した『大庭家文書』に示されています。

また、藩は天保四、五年にかけて農学者大蔵永常を迎えて農業指導を受けています。その一端が、【文書コ】に見えますが、そこにあるハゼを植える計画も実現にはいたらず、永常の指導は効果があがらなかったようです。天保七年（一八三六）十月には志太郡と益津郡の田中藩領で、米価高騰による打ちこわしが起きています。【文書テ】の「去暮は金子詰リニ而取引六ヶ敷困リ入申候」、【文書ト】の「一兩年は人氣不宜相成右故金子之廻リ方不宜困リ申候一」という文言は、このような情勢を反映しているのです。

（大庭・中山）

#### 四 松ヶ岡山崎家の場合

<sup>9</sup> 『藤枝市史 資料編4 近世二』（藤枝市、二〇〇八年）八一六～八一八頁。

袴田鷹邨著『松ヶ丘山崎家略譜稿本』<sup>10</sup>によると、山崎家四代目の万右衛門（農園、安永三年（一七七四）〜文政十二年（一八二九））の妻せいは「藤枝小島氏女」とあります。

この「藤枝小島氏」は、田中藩の「寛政四年閏二月 勝手向難渋につき 調達金依頼御書付」<sup>11</sup>、「寛政六年九月 御用達商人御扶持借上げにつき 書付」<sup>12</sup>などに名前の見える、田中藩御用達の小島半平家を指すと考えられます。

小島家は「油屋」を称していました<sup>13</sup>から、山崎家と同じ油商として財を築き、同業者の縁で婚姻関係を結んだのではないのでしょうか。

農園とせいの長子（五代目の万右衛門）は文化五年（一八〇八）生まれですから、両家の婚姻はこの一、二年ほど前のことと考えられます。

山崎家と小島家の関係はこれだけではありません。山崎農園の妹は掛川城下の十王町に分家して寛政十二年（一八〇〇）に没したのですが、農園の妻の甥である源助がこの山崎家の分家を継いでいます。

『松ヶ丘山崎家略譜稿本』の「山崎源助家」の系図には、源助について「藤枝町小島氏本家四代妻ノ甥 本家ニ勤メ後当家養子トナル」とあります。源助がこの分家の跡を継いだのが農園の妹の死去後すぐのこととすれば、農園が小島家から妻を迎える前から両家は親密な間柄だったことになります。

田中藩が山崎家に調達金を依頼するようになった背景には、以上のような小島家との深いつながりがあったのです。

農園は文化七年（一八一〇）に田中藩から三人扶持、同十一年には五人扶持を与えられ、文政六年（一八二三）の農園隠居後も山崎家当主に扶持

<sup>10</sup> 『以善会レポート』特別編③「翻刻『松ヶ丘山崎家略譜稿本』先祖および分家（二）』。

<sup>11</sup> 前掲『藤枝市史 資料編4 近世二』文書番号一八五。

<sup>12</sup> 同右書、文書番号一八八。

<sup>13</sup> 同右書、文書番号二〇九「年未詳二月 藩債の利金五ヶ年休年につき 達」に「油屋 半平」とある。

が与えられている<sup>14</sup>ことから明らかかなように、山崎家は田中藩の御用達となっていました。

大庭家文書についてみると、【文書エ】【文書エ】【文書サ】【文書シ】のように山崎・松本・大庭の三家に宛てたものではないずれも山崎家が宛先の筆頭に記されていることから、掛川の三家のうち田中藩が最も重視したのが山崎家ということになります。

また、【文書キ】では、「山崎松本方兼諾之通今日出金」(山崎・松本家は、かねてから承諾していた通り今日出金した)として大庭家に近日中の出金を促しています。ここからも田中藩にとって山崎家が頼りになる存在だったことがうかがえるでしょう。

(中山)

## 五 大庭家の場合

### a 山崎家を中心とするシンジケート？

松本家については手許に史料がないため省略して、大庭家がなぜ田中藩の御用達になったかを考えてみます。

まず考えられるのは、下俣のすぐ近くの西町(後に十王)に居住する山崎家との関係でしょう。文化三年に既に田中藩の御用達となっていた山崎家が、近所の豪農である大庭家を誘ったのかもしれませんが。

前述のように田中藩では藩財政の窮乏化が進み、文化十三年には百姓一揆が発生しています。田中藩の返済能力を危ぶんだ山崎家が、同じ掛川城下の松本・大庭両家を誘い、シンジケートを組んで調達金などを融資したことが考えられるでしょう。

山崎家単独よりも三家が協調して融資した方が、田中藩との交渉も有利に進められるはずです。これを明確に示す史料は見当たりませんが、【文書エ】【文書オ】【文書サ】【文書シ】のように田中藩から三家に連名で宛てた文書などが傍証となるでしょう。

---

<sup>14</sup> 『以善会レポート』特別編⑤「翻刻『松ヶ丘山崎家略譜稿本』大名家との関係Ⅱ』。



**b 焼津の海蔵寺を通じて？**

また、焼津市小川（こがわ）にある海蔵寺を通じて大庭家と田中藩との関係が生じた可能性もあります。

焼津市ホームページの「有形文化財」欄の「海蔵寺の御戸帳」項には、海蔵寺と田中藩の関係が記されています。それによると、田中藩主本多正供が安永四年（一七七五）六月二十四日に、「御戸帳」<sup>15</sup>を自ら寄進した旨の奥書があります。

海蔵寺の本尊は、漁夫が海から救い上げたたと伝えられる木造の延命地藏尊があり、田中藩主が厚く信仰していたのです。

一方、大庭家蔵『大庭家文書』の中には海蔵寺から同家に宛てた文書が十数通あり、両者に関係があったことがわかります。いずれも年欠ですが、本稿に関係すると思われるもの二点をみていくこととします（傍線は中山）。

**【文書 a】**

一筆啓上致候 酷暑

之節貴君御安靜

可被成御座珍重御座候

先達而は御老母さま御

病氣之由弾治ニ御承リ

御案内申候処段々御全

快之由安心仕候扱又

①唐紙之画御遣し被下忝

奉存候鬼卵師江御

頼被下候外ニ山水杯御

見合御指図被成下候而

四枚御申付可被下候壺両

---

<sup>15</sup> 厨子の本尊の前に垂らす錦のこと（『焼津市ホームページ』「海蔵寺の御戸帳」項）。

之画与御申被下候画ハ不存事  
なから甚見事之

儀之奉存候得共和尚も

留守之儀殊ニ不宜候得共

式双御座候間問合可

申与奉存候左ニ思召

被下候猶又江戸表之

首尾御同悦御事ニ御座候

②先達而御咄御座候五百

両之儀和尚方不帰前ニ

借付候様貴君与御相談

可申与申来候相成儀ニ

候ハ、此方江御持参被下

御貸附候様ニ御取斗

可被下候尤拙も當廿

五日頃ニは参上申

度与心掛罷有候得共兼

御掛合れ被下候様奉

願上候 右之段申上

度如此ニ御座候 頓首

七月廿日 省三

大庭代助様

貴下

差出人の省三は、別の『大庭家文書』に「小川方 省三」と記したものがありますが不明です。文中に出てくる「和尚」が海蔵寺の住職と考えられます。

この文書は、海蔵寺が省三を仲立ちとして大庭代助に山水画など四枚の絵を選んでくれるように依頼するとともに、五百両を同寺に貸してくれるよう頼んだものです。

傍線部①では、海蔵寺は代助の鑑識眼や画家たちとのネットワークを通じて絵画を購入しようとしているのですが、これは後述するように同寺が諸堂を再建して、そこに飾るためだったのでしょうか。

海蔵寺は絵画に詳しい文化人としての代助だけでなく、財産家としての代助にも期待していたことが傍線部②からわかります。それにしても海蔵寺は、五百両もの大金をどうしようとしたのでしょうか。

『焼津市史』によると、安永二年（一七七三）に海蔵寺は、同寺への信仰が厚い紀州藩に対し、地蔵堂が大破損したことを告げて御普請手当金に百両を下付され、また、海蔵寺自身も寄付活動を行っています<sup>16</sup>。これにより安永九年春に地蔵堂の再建がなりました<sup>17</sup>。

しかし安永九年に代助はわずか十四歳ですから、【文書a】に記された五百両は地蔵堂再建のためとは考えられません。『焼津市史』は、地蔵堂再建に続けて「村々へ貸し付けを行うという金融の側面も持っていたことがわかる」として、同寺が文化六年（一八〇九）までに積み立てた百五十両余を元に村々へ貸し付けて、諸堂再建の費用にしたいという文書があることを紹介しています<sup>18</sup>。

海蔵寺が代助に求めた五百両は、同寺が村々などに貸し付ける原資にするためだったでしょう。代助がこれに応じたかどうかは不明ですが、少なくとも五十両を同寺に貸していたことは、次の文書から確認できます。この文書は、旗本の鍋島氏の知行所に対し、海蔵寺が貸し付けた百両に関するものですが、この中に海蔵寺が代助から借りた五十両についての言及があります。

#### 【文書b】

尚々御老母様始御家内衆中江

よろしく御申傳可被下候先は當時

<sup>16</sup> 『焼津市史 通史編 上巻』（二〇〇五年、焼津市）九三五頁。

<sup>17</sup> 同右書九三六頁。

<sup>18</sup> 同右書九三六頁。

／＼所しのぎ候へハ又々宜御座候間

左ニ思召可被下候 以上

一筆啓上候寒冷之砌

御坐候得共弥御安全可被下被成御入

珍重之至奉存候然ハ小川

江金子之儀申遣候之處貴家江

院代罷越御無心申上候趣

何共御気毒之至奉存候

猶又輕武江御状被下候趣ニ而

此方江其段申越候得共中々

此方より小栗江無心之儀ハ

遣急候間此書状早々差上

申候

一③鍋嶋百金筋御知行所ニ而

御取立被下候様御頼申上候尤

其節之證文不殘此方ニ

手取候間何時ニ而も差上

可申候五拾金之儀ハ長ク

御返逐申度内々御存之通

甚不都合ニ御座候間何れ宜

御取斗致可被下候當時之入用

金相下□候得ハ此方諸拂方

相濟帰国之心掛ニ御坐候間

左ニ御思召可被下候乍去當年年之

儀ニハ参急申候何れ少々ニ而も

宜筋出来候ハ、早速帰山之

心掛ケニ御坐候信州より来春ニ

相成候得ハ忝人金主出府

致し候ニ付相待申事ニ御坐候

餘ハ後便ニ可申上候當時之

難波御察坎被下候先は此段

早々申上度御手紙御馴旁如此

御坐候 頓首

十一月六日 海蔵 欽河

大庭代助様

貴下

鍋島家は肥前藩主鍋島家の分家で、三河国宝飯・額田両郡、遠江国敷地・豊田・周知・山名・榛原各郡で計五千石を領した大身の旗本です<sup>1)</sup>。陣屋は周知郡西別所村（現袋井市山科）にありました<sup>2)</sup>。

当時の当主については、別の大庭家文書に「帯刀」とあります。文政六年（一八二三）に西丸小姓組番頭を務め同八年に辞した鍋島直正が帯刀を名乗っていますから、直正でしょうか。あるいは、天保十四年（一八四三）に江戸町奉行、嘉永元年（一八四八）に大番頭を務めた鍋島内匠頭直孝<sup>2)</sup>の代になっていた可能性もあるかもしれませんが。

傍線部③は、「鍋嶋への百両について、（鍋嶋の）知行所で取り立てるようにお問い合わせします。その証文は残らずこちらに取ってありますから、いつでも（代助に）お渡しいたします。五十両はずっとお返ししたいと思っていますのですが、御存知の通り都合がつかみませんので、よろしくお取り計らいください」といった意味になるでしょう。

つまり、海蔵寺から鍋島家に貸した百両について、証文をすべて渡すので、海蔵寺に代わって代助が同氏の知行所から取り立てるよう依頼するとともに、海蔵寺が代助から借りている五十両は返済のめどがたたないの  
で、鍋島家から取り立てる百両のうちから返済するとしていると解釈でき

<sup>1)</sup> 『新訂寛政重修諸家譜 第十三』（続群書類従完成会、一九六五年）「鍋嶋」。

<sup>2)</sup> 『角川日本地名大辞典 22 静岡県』（角川書店、一九八二年）「西別所村」項。

<sup>2)</sup> 小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典 第四卷』（東洋書林、一九九八年）。

ます。

前述のように鍋島氏の陣屋は現在の袋井市にあり、代助のいる下俣とそれほど離れていないので、海蔵寺は代助に取り立てを頼んだのでしょうか。このように、代助と海蔵寺は利害をとにもする深い関係にありました。田中藩主が海蔵寺を通じて、代助に調達金などを依頼したということも十分にあり得るでしょう。

### c 文化的なつながり

前述したように【文書 a】傍線部①では、代助が海蔵寺に絵画を斡旋する旨が記されていますが、藤枝宿の豪商とも絵画をはじめとする文化的なつながりがあったと考えられます。

『島田市史』は、代助が天保十二年に志太・榛原郡下の文人達を訪ね歩いた記録「備忘」に、大井川を渡るときに東海道島田・金谷間の川越ではなく、下瀬越（現吉田町川尻）を利用してたと記されていることを紹介しています<sup>22</sup>。代助が積極的に田中藩領などの文人と交流していたことがわかります。

画家・司馬江漢の『江漢西遊日記』の天明八年（一七八八）六月廿二日条に「昼比より大塚甚兵衛とて、藤枝一人富商なり」と記された造り酒屋の大塚家は田中藩の御用達として小島家などとともに同藩に調達金などを融資していましたが、亀石と号した大塚甚左衛門（文化五年（一八〇八）没）が画家・池大雅らと交流があり、その子の荷溪（天保十五年（一八四四）没）も絵画とくに山水画に長じていました<sup>23</sup>。

大庭家文書などに両家の関係を示すものは見当たりませんが、大庭代助と大塚家の絵画などを通じた親交があり、その親交を通じて田中藩が大庭家に目を付けた可能性も考えられるでしょう。

以上、大庭家が田中藩の御用達となった背景を考えてみました。本稿で

<sup>22</sup> 『島田市史 中巻』六四〇頁。

<sup>23</sup> 池谷盈進著、仲田義正訳註『現代語訳 田中藩史譚』（一九九四年）二七六～二八〇頁。

は三つの可能性を示しましたが、それらのうちのどれか一つというよりも、これらの条件が重なり合って、つながりができたというべきでしょう。

(大庭・中山)

おわりに

本稿では、財政の窮乏化に苦しむ田中藩が、掛川藩領の豪商・豪農からも調達金などを得ようとして、伝手を頼って山崎家や大庭家を御用達にしたことの一端を明らかにしました。

では、掛川藩はどうだったのでしょうか。掛川藩の御用達は「すべてで何人いたのか明らかではない」<sup>24</sup>ということと即断はできず、掛川藩も藩領以外にも御用達がいたことは確かですが、『掛川市史』所収の「掛川藩御用達一覧」<sup>25</sup>をみると、同藩の御用達は藩領の豪商・豪農が主だったようです。

掛川藩は五万石、田中藩は四万石の譜代藩で、ともに東海道の宿場町で宿駅の戸数(天保十四年)は藤枝宿が千六十一戸、掛川宿が九百六十戸<sup>26</sup>。藩や町の規模が似ているにもかかわらず、掛川藩が山崎家をはじめとする自領の豪商・豪農に多くを頼り、一方で田中藩は掛川藩領の富豪にも頼ることが少なくなかったとしたら、その違いはどのような背景から生じたのでしょうか。本稿ではそこまで触れる余裕はありませんでしたが、今後の研究の端緒にでもなれば幸いです。

(中山)

(了)

<sup>24</sup> 同右書七六一〜七六三頁。

<sup>25</sup> 『掛川市史 中巻』(掛川市、一九八四年)七六八頁。

<sup>26</sup> 志田威『東海道五七次』(二〇一五年、ウェッジ)百六十七頁。